

町有地売払い公募案内書
＜一般競争入札用＞

令和8年7月1日

田布施町

目 次

公募のご案内	2
町有地売払一般競争入札に関する注意事項	4
○ 町有地の売払いのながれ（一般競争入札）	4
① 入札参加の申込み	5
② 現地説明	6
③ 入札	6
④ 契約の締結	10
⑤ 売買代金の支払	11
⑥ 売買契約締結後の注意点	11
⑦ 引渡し、所有権移転登記	11
⑧ その他	12
⑨ 別添資料	12

別紙

公 募 の ご 案 内

田布施町では下記町有地の一般競争入札による売払いを実施いたします。

一般競争入札による売払いは、複数の申込者が価格を競い合い、町があらかじめ決めた最低予定価格（下記記載の金額）以上で、最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。この入札に参加するためには、事前に申込みが必要となります。

購入を希望する方は、「町有地売払い公募案内書」を熟読の上、お申し込みください。

1. 売払土地

今回の売払土地は下記のとおりです。詳細については別紙売払土地情報を確認ください。

なお、受付期間前において、町等が公用又は公共用などに供するため必要となったときは、売払い対象地から除外することがあります。

売払土地（令和8年7月29日入札分）

物件番号	土地の表示	登記地目	登記面積	最低予定価格
1	田布施町大字波野210番32	雑種地	277㎡	3,500,000円

2. 入札参加申込み

この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

「町有地売払一般競争入札参加申込書兼受付書（第1号様式）」に、申込みの必要書類（4～5ページ）を添付して、次の期間内に提出してください。

入札参加申込み受付期間及び時間	申込み受付場所
令和8年7月1日（水）から 令和8年7月22日（水）までの 8時30分～17時15分 ※閉庁日（土、日曜日及び祝日）は除きます。	・ 田布施町総務課管財係 ・ 郵送による申込みの場合は「簡易書留」で送付してください。受付期間内に着いたものを有効とします。

3. 入札の実施日程

入札当日持参していただくもの（6ページ）に留意してください。

入札日時	入札場所
令和8年7月29日（水）14時 ※入札時刻の30分前から10分前までの間に受付を 済ませてください。	田布施町大字下田布施 3440-1 田布施町役場 3階 多目的ホール

4. 落札後手続き

落札者については、令和8年8月12日（水）までに売買契約を締結していただきます。なお、契約日から60日以内に売買代金全額をお支払いいただきます。

—申込み・問合せ先—

〒742-1592

田布施町大字下田布施 3440-1

田布施町 総務課 管財係

TEL 0820-52-5802

TEL 0820-52-5968

町有地売払一般競争入札に関する注意事項

○ 町有地の売払いのながれ（一般競争入札）

① 入札参加の申込み

申込み受付期間（令和8年7月1日～令和8年7月22日）



② 現地説明

原則、現地説明会は、開催しません。



③ 入札

入札日（令和8年7月29日）

※入札保証金（入札予定額の5%以上の金額）が必要です。



落札者決定

※契約手続きについて、説明いたします。



④ 契約の締結

落札者は、落札日の翌日から起算して14日以内に契約を締結してください。

町が契約書等の書類を準備しますが、印紙代は、落札者の負担になります。

※契約締結時に契約保証金の納付が必要な場合があります。



⑤ 売買代金の支払

契約締結日から起算して60日以内に売買代金をお支払いください。



⑥ 引渡し・所有権移転登記

売買代金の納付を確認後、所有権を移転します。

所有権移転後速やかに、現状のまま引渡しを行います。

町が嘱託登記を行います。必要な手数料及び登録免許税等は、購入者の負担になります。

①入札参加の申込み

1. 申込み受付期間、時間及び場所について

公募のご案内（2ページ）のとおり

2. 入札参加資格

町有地売払い一般競争入札は、日本国内に居住している成人の方であればどなたでも参加できます。ただし、次の事項に該当する方は参加できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの。
- (3) 市町村民税を滞納している者。
- (4) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (5) 地方自治法第238条の3第1項に規定する田布施町職員。

3. 売り払い条件

- (1) 落札者は、落札日の翌日から起算して14日以内に契約を締結すること。
- (2) 契約締結日から起算して60日以内に売買代金を支払うこと。
- (3) 土地は現状有姿で引き渡しとし、地盤や地下工作物、土壌等の調査は実施していません。
- (4) 売り払い物件について、隣接土地所有者や地域住民との調整等が生じた場合は落札者が対応すること。

4. 申込みの必要書類

申込みには、次の必要書類を持参又は簡易書留で郵送してください。

- (1) 町有地売払い一般競争入札参加申込書兼受付書（第1号様式）
- (2) 個人の場合は、住民票謄本、印鑑証明書、身分証明書（免許証等ではなく、本籍地の市区町村の発行する証明書）（いずれも発行日から3箇月以内のもの、写し可）
- (3) 法人の場合は、履歴事項全部証明書、印鑑証明書（いずれも発行日から3箇月以内

- のもの、写し可)、役員一覧(第2号様式)
- (4) 市町村民税の滞納がない(完納)証明書(発行日から3箇月以内のもの、写し可)
※法人の場合は、代表者分・法人分の両方が必要。
- (5) 共同購入の場合は、上記に加え代表者選任届(第3号様式)

②現地説明

1. 現地説明

- (1) 入札前の現地説明会は実施しません。申込者が個別に別紙売払土地情報、現地にて確認を行ってください。
- (2) 土地は、現状有姿のまま引渡します。地上・地下工作物等の補修や撤去などは、町では行いません。また、周辺の既設物(電柱や電線、ゴミステーション等)の移設等については、申込者の方が関係機関にお問い合わせください。
- (3) 地盤・地歴・土壌汚染・地下埋設物等の調査は、実施していません。必要に応じて、申込者の負担で調査を行ってください。なお、掘削等を伴う現地調査を実施する場合は、事前に本町担当課にその旨を届出、調査は入札日の前日までに終え、原形復旧し、その調査結果を町に提出してください。
- また、地盤改良等が必要となった場合は購入された方の負担となります。
- (4) 売買契約は登記上の面積で行います。

③入札

1. 日時・場所

公募のご案内(3ページ)のとおり

2. 入札会場の受付

- (1) 入札会場の受付時間は、物件の入札時刻の30分前から10分前の間です。
※応募状況によっては受付時間を変更する場合があります。その場合は、入札日の1週間前までに通知を行います。
- (2) 受付時間に遅れた場合は、入札辞退として取り扱い、入札には参加できませんのでご注意ください。
- (3) 受付場所は、入札会場内に設けます。
- (4) 入札会場の都合により、入室できる方は1申込みにつき1名までとします。

3. 入札当日、持参していただくもの

(1) 入札に参加する全ての方にご用意いただくものは、次のとおりです。

ア 町有地一般競争入札参加申込書兼受付書（事前に提出された申込書に町の受付印を押印したものの写し）

イ 田布施町財務規則第92条の規定により、入札の際に当日入札されるご予定の金額の5%以上に相当する金額をあらかじめお預かりするものです。入札保証金の20倍を超える額での入札は無効となりますので、ご注意ください。

(2) 以下のものは、購入される方が個人であるか法人であるか、また、実際に入札に出席される方が本人であるか代理人であるかによって、ご用意いただくものが異なりますので、お間違えのないよう、以下の表を参考にご用意ください。

購入者	入札出席者	印鑑	権限関係の書類
個人	本人	本人の実印	不要
	代理人	代理人の印鑑 (委任状の代理人使用印)	委任状(注)
法人	代表権者	法人の代表者印	不要
	代理人	代理人の印鑑 (委任状の代理人使用印)	委任状(注)
共同購入	代表者	代表者の実印	不要
	代理人	代理人の印鑑 (委任状の代理人使用印)	委任状(注)

注 代理人の方が入札に出席される場合は、委任状（第6号様式）を次のとおり作成してください。

- ・委任者欄 土地を購入される方（共同購入の場合は代表者の方）の住所及び氏名を記入し、実印を押印してください。
- ・代理人欄 入札に出席される方の住所及び氏名を記入し、押印してください。

(3) 筆記用具ほか

ア 黒又は青の万年筆又はボールペン（消せるインク等の使用は禁止します。）

イ 入札書（第7号様式）は、入札当日に会場で配付しますが、事前に印刷し、記入押印されたものをご持参されても結構です。

4. 入札保証金の納付について

(1) 入札日の受付において、入札保証金をお預かりします。

(2) 現金のほか、金融機関が振り出した「自己宛小切手」または「郵便為替証書」を充てることができます。

※ 「自己宛小切手」とは、山口県内の手形交換所に参加している金融機関が振り出す小切手で、当該金融機関の店舗が「振出人」及び「支払人」となっているととも、小切手の右上に「徳山」などと表示されています。なお、振出日から起算して7日以内のものに限ります。（入札参加者が「振出人」となっている小切手は、使用できません。）

※紛失盗難等の用心のため、なるべく線引きにしてください。

例)

小 切 手

山口県〇〇郡〇〇町〇丁目
 支払人→ ㈱〇〇銀行〇〇支店

徳 山 0000
 000X- 111

¥ 5 0 0 , 0 0 0 ※

上記の金額をこの小切手と引替えに持参人へお支払いください。

拒絶証書不要

振出日 令和 年 月 日

振出地 〇〇町

(株)〇〇銀行〇〇支店 〇〇支店長 〇〇〇〇 印

←振出人

※ 「郵便為替証書」とはゆうちょ銀行が発行する為替証書で、郵便局窓口で為替金を受領するための証書です。入札保証金の納入にあっては、普通為替証書による納入を想定しています。ただし、発行日から起算して7日以内のものに限ります。

(3) 落札者決定の後、落札者以外の方の入札保証金は、お返しいたします。（預り証を大切に持ちください。）

(4) 落札者が入札保証金は、契約保証金に充当されますので、次の入札に参加する場合は再度入札保証金の納付が必要になります。

(5) 落札者が、契約締結の期限までに売買契約を締結しないときは、落札者としての権利を失い、入札保証金は、田布施町に帰属します。

(6) 落札者が売買契約を締結しないとき（落札後、入札参加資格者でないことが判明し、その入札が無効となったとき等を含む。）は、入札保証金は違約金として田布施町が受領し、お返しできません。

(7) お預かりした入札保証金や契約保証金について、その期間の利息について支払を請求することはできません。

5. 代理人等による入札について

入札出席者と土地の購入者が異なる場合や、土地の購入者が法人となる場合で、従業員の方が入札に出席される場合は、入札出席者の権限を明らかにするための委任状が必

要となります。「3. 入札当日、持参していただくもの」を参照のうえ、用意してください。

6. 入札に当たっての注意事項

(1) 入札書について

入札書（第7号様式）は、入札当日に会場で配付しますが、事前に印刷し、記入押印されたものを使用されてもかまいません。

(2) 入札書の記入方法

ア 入札書には、入札出席者の住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）を記入の上、押印してください。代理人が入札する場合には、入札者（申込者）の住所、氏名の記入も必要です。

イ 入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

ウ 入札金額は、公表している最低予定価格以上の金額を記入してください。

エ 記入に当たっては、黒色又は青色の万年筆又はボールペンを使用してください。

オ 一度記入した入札金額の訂正はできません。金額の変更や訂正がある場合は、新しい入札書に書き直してください。

(3) 入札書の提出

ア 記入が終わった入札書は、会場の前方に設置された入札箱に投入してください。

イ 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、撤回を行うことはできませんので、提出前によくご確認ください。

(4) 無効な入札

次の入札は無効となります。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 入札を締め切った後に提出した入札

ウ 所定の入札書によらない入札

エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

オ 入札者又は代理人の記名押印がない入札

カ 入札者又はその代理人が、同一の入札について2枚以上の入札をした場合のその全部の入札

キ 鉛筆又は消せるインク等で記入した入札

ク 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別し難い入札

ケ 入札金額を訂正した入札

コ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

サ 指定の日時までには事前申込をしなかった者がした入札

(5) 入札の回数

入札の回数は、1物件につき1回とします。

7. 開札、落札者の決定について

(1) 開札

入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。

(2) 落札者の決定

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、町があらかじめ定めた（公表した）最低予定価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とします。

イ 前項に該当するものが2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することができません。

(3) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合は、その名称）、落札金額を、入札者にお知らせいたします。

④契約の締結

1. 契約の説明

(1) 落札者に対しては、入札終了後、契約手続の説明を行い、必要な書類をお渡しします。

(2) 落札者には、町有財産払下申請書（第10号様式）を提出していただきます。

2. 契約の締結と契約保証金の納付について

(1) 落札者は、落札日の翌日から起算して14日以内に、町と「町有財産売買契約書」により、売買契約を締結しなければなりません。

(2) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また入札保証金は違約金として田布施町が受領し、お返しできません。

(3) 契約を締結する際には、契約保証金が必要となります。基本的には入札保証金と同額であり、納めていただいた入札保証金を契約保証金にそのまま充当します。

(4) 測量を希望される場合の費用は落札者の負担とします。なお、このときの実測面積と登記面積に差が生じても、あくまで公募時の「登記面積での現状のままの引渡し」であり、売買代金には一切加味いたしませんのでご注意ください。

(5) 売買契約書に貼付する収入印紙など、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

⑤売買代金の支払

- (1) 売買代金は、契約を締結した日から起算して、60日以内にお支払いいただきます。契約保証金は売買代金に充当しますので、差額を町の発行する納入通知書により、所定の金融機関にお支払いください。
- (2) 売買代金の支払が期限までに行われなかった場合には、契約は解除されることがあります。この場合、契約保証金は違約金として町が受領し、お返しできません。

⑥売買契約締結後の注意点

- (1) 入札する物件については、売買契約書において次の用途制限が付されますのでご注意ください。

「買受人は、この契約の締結の日から10年間、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。」

なお、この用途制限の履行状況を確認するため、実地調査等を行うことがあります。また、違反した場合には違約金を請求することとします。

⑦引渡し・所有権移転登記

1. 引渡し

売買代金の支払が完了した後、現状有姿のまま土地をお引渡しします。

2. 所有権の移転と登記

- (1) 土地の所有権は、売買代金の支払が完了したときに、町から購入された方に移転します。
- (2) 所有権移転登記については町が行います（囑託登記）。ただし、登記に必要な手数料及び登録免許税は、購入された方の負担となります。また、町の指示する登記に必要な書類を購入者の方に用意していただきます。
- (3) 所有権移転登記が完了次第、登記識別情報通知を交付し、すべての手続きが完了します。なお、物件の取得に伴い、不動産取得税等の公租公課が発生しますのでご留意ください。

⑧その他

- (1) 入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報照会をすることがあります。なお、一般競争入札参加申込書を受付けた後でも、町が入札参加要件不適合と認めた場合は、入札に参加することができません。
- (2) この「町有地売払一般競争入札に関する注意事項」に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び田布施町財務規則の定めるところによって処理します。

⑨別添資料

下記資料については、田布施町役場総務課管財係及び田布施町ホームページで公開しております。

関係様式（第1、2、3、6、7、10号）
売払土地情報